

看護学教育評価

評価報告書

受審校名 日本赤十字広島看護大学看護学部看護学科

(評価実施年度) 2024年度

(作成日) 2025年 3月 14日

一般財団法人 日本看護学教育評価機構

I. 総合判定の結果

(適合 不適合 保留)

認定期間：2025年4月1日～2032年3月31日

II. 総評

日本赤十字広島看護大学看護学部は、「赤十字の理想とする人道的任務の達成」という建学の精神を踏まえ、中国四国地方の拠点校として2000年に開学した大学である。「赤十字の理念とする人道の理念に基づき、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的・道徳的および応用能力を育むことにより、国内外の保健・医療・福祉の分野で幅広く活躍できる有能な人材を育成し、看護学の発展および人類の福祉の向上に寄与する」ことを教育目的とし、6つの教育目標と5つのディプロマ・ポリシーを設定している。赤十字の人道の理念の実現を目指し、ヒューマンケアリングに基づく看護の実践を基盤とした教育課程を編成している。

ディプロマ・ポリシーとカリキュラム・ポリシーは一貫しており、教育課程は、学年進行に沿って順序性が体系化された編成となっていることが、カリキュラムツリー、カリキュラムマップで明示されている。2022年度には看護学部のディプロマ・ポリシーとカリキュラム・ポリシーを改定し、より教育理念、目標を反映させた内容にしている。大学はこれまでに先駆的に取り組んできた Computer Based Testing（以下、CBT とする）や Objective Structured Clinical Examination（以下、OSCE とする）を継続し、実習前準備や卒業時の学生の能力向上に努めている。学生の自主的な学修の継続的な支援ツールであるポートフォリオも実習毎、学年毎に評価、活用する仕組みが整っている。

学生の学修支援については、チューター教員が中心となり教育指導する体制や学生が自主的に学修できるシミュレーションセンターも開設されるなど、ソフト面、ハード面で整備され、実績もあり、主体的な学修プロセスを支援する仕組みとして高く評価できる。この仕組みがさらに機能するためにも、学生や教職員が活用しやすいハラスメント相談体制についての検討が望まれる。

世界的な人道危機が高まる中、2012年入学生から国際救援・開発協力看護履修プログラムを開始し、災害救援や国際開発等で国際的に活躍できる人材育成に継続的に取り組んでいる。当プログラムは、日本赤十字社の教育理念を具現化するものであり、学生の満足度も高く、10年以上実績を積んでいることから高く評価できる。

教務委員会、自己点検・評価委員会、教育の質保証委員会が連携し、教育の質を保証する組織的なしくみがあり、IR と連携した学生の学修成果の可視化もできている。今後、内部質保証システムを機能させて学生の学修成果の向上に結び付くことを期待したい。

入学試験は、アドミッション・ポリシーに基づいて実施され、入学後には選抜区分や合格区分毎に分析を行い、入学者選抜試験の改善がされている。

一方で、検討を要する課題としては、教育目標とディプロマ・ポリシーとの関連性が明確に説明されていない点が挙げられる。

今後は、特色のある取組みをさらに進展するとともに、内部質保証の仕組みを活かして、

本評価の過程で認識された課題や改善策を検討し、看護学教育の進展に期待する。

Ⅲ. 概評

評価基準 1 教育理念・教育目標に基づく教育課程の枠組み

1-1. 看護学学士課程の教育理念・教育目標

評価の観点を充足しており、適切な水準にあると認められる。

日本赤十字広島看護大学は、学校法人日本赤十字学園の母体である日本赤十字社の看護師養成の歴史を引継ぎ、大学教育として赤十字の精神に基づく看護教育を行うために 2000 年に設置された大学である。教育理念・目的として、「赤十字の理想とする人道の理念に基づき、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的・道徳的および応用能力を育むことにより、国内外の保健・医療・福祉の分野で幅広く活躍できる有能な人材を育成し、看護学の発展および人類の福祉の向上に寄与する」ことを挙げている（資料 37～39）。これらは、学則の第 1 条「建学の精神である赤十字の理想とする人道的任務の達成を図るため、看護に関する学術を中心として、広く知識を授け、深く専門の学術を教授、研究するとともに、知性、道徳及び応用的能力を養い、もって国内外で活躍できる実践力をもった看護専門職の育成及び看護学の発展に寄与することを目的とする」（資料 2）とも一致している。

グローバルな視点に基づく豊かな人間性と幅広い教養、学問的基盤を備え、生命の尊厳と人類の叡智を基調としたヒューマンケアリングに基づく看護を実践できる人材の育成を目指し、獲得させる能力として 6 つの教育目標を設定している。これらの教育目標は、大学の理念・建学の精神を具体的に踏まえた内容であり、整合性と一貫性が認められる。また、学校法人日本赤十字学園の中国四国地方の拠点校として広島という地域の保健・医療の人材の供給に留まらず、赤十字の国際救護活動を背景に保健医療活動、災害救護活動、国際救援活動など、世界に関心を持ち国際貢献できる能力を有する看護実践者の育成を目指している点も、特色ある教育目標といえる。

1-2. 看護学学士課程のディプロマ・ポリシー等

評価の観点をおおむね充足しているが、検討を必要とする課題がある。

赤十字の人道の理念の実現を目指し、ヒューマンケアリングに基づく看護の実践を教育の基盤とした 6 項目の教育目標を、より具体的・実践的に学生が学修成果として評価することができるよう、5 つの能力で構成されたディプロマ・ポリシーを策定している（資料 37）。これらの 5 項目は学生の学修の積み上げが明確になるよう、学年毎にレベル別で到達目標を示し、大学案内やシラバス等にも明示している（資料 18、27）。また科目のシラバスには、関連するディプロマ・ポリシーを明記し（資料 27）、その能力や態度の判断指標は、カリキュラムマップ、カリキュラムツリーにも示している（資料 25）。

一方で、教育目標とディプロマ・ポリシーとの関連性の説明については今後の検討が必要である。「教育目標とディプロマ・ポリシーは相互に関連しながら有機的に関連しあっている」ことが実地調査において説明されたものの、その明快さについては大学も課題として認

識している。教育目標に示された内容が、卒業時に学位を授与するに値する学生像とどのように関連しているかを検討し、学内外に適切に示すことが必要である。

1-3. 看護学学士課程のカリキュラム・ポリシーと教育課程の枠組み

評価の観点を充足しており、適切な水準にあると認められる。

日本赤十字広島看護大学はヒューマンケアリングを基盤とした教育課程を編成しており、2021年度までのカリキュラム・ポリシーでは、ヒューマンケアリングを実践するための4つの領域に科目を配置していた。2022年度より、4つの領域への科目配置を廃止し、ヒューマンケアリングを含む5概念をカリキュラム概念図として位置づけ、科目を配置している(資料20)。この変更により、区分による不整合が解消され、統合的な学びが可能になったことが実地調査で説明された。また、ディプロマ・ポリシーで示した能力については、1年生から4年生までに積み上げる能力としてレベルIからIVを設定し、学生は段階的に能力を獲得し卒業時までディプロマ・ポリシーを達成できるように教育課程を編成している。

カリキュラム・ポリシーに基づいて、基礎から専門の科目へと学年進行と共に順次、体系的に構成された科目配置は、カリキュラムツリーとカリキュラムマップにおいて明示されている(資料25-1、25-2)。カリキュラムツリーとカリキュラムマップは、Campus Life Handbook(資料20)においても示され、履修モデルとともに新入生ガイダンスや Semester毎の履修ガイダンス等で学生に周知されている(資料23、24-1、43)。科目の学年配置、前提科目などの教育課程の適切性については、教務委員会を中心に審議・検討のうえ確定している(資料12)。

また初年次教育として、入学予定者に対する入学前準備学習(資料44)、入学後の新入生履修ガイダンス(資料43)、橋渡し科目の設定、基礎ゼミ等により、社会人基礎能力の素地の形成を目指した工夫がされている(資料27)。

教育課程の特色を生かしたプログラムとして、2012年に国際救援・開発協力看護履修プログラムを設置している。このプログラムの必要科目を修得した学生は、「履修プログラム修了証」を得ることができ、災害救援や国際開発の現場で求められる基礎的能力を身につけ、将来、国際的な活動に従事することが期待されている。当プログラムは、教育理念を具現化するものであり、学生の満足度も高く、10年以上の実績を積んでおり高く評価できる。

1-4. 意思決定組織への参画

評価の観点を充足しており、適切な水準にあると認められる。

教育課程の意思決定組織は、学長が委員長である教育の質保証委員会である。この委員会の構成員として学部長が含まれている(資料45)。また、教授会では学部長が議長となり、開設する授業科目の編成に関して審議を行い、結果を学長に報告する(資料46)。看護学教育プログラムの編成や運用は、「経営に関する重要事項を審議する」経営会議にて行われ、学長の決定にあたり最終的な審議を行う(資料47)。その構成員には、学部長が含まれ、「構成員は所掌する業務に関し必要があるときは、審議事項を示して学長に経営会議の開催を求めることができる」とある(資料47)。このように学部長は、組織の意思決定機関である教育の質保証委員会、経営会議のメンバーであることから、看護学教育プログラムに関する議題を提出する仕組みがある。

学部長の選考に関しては、学園看護大学・短期大学における理事長任用教育職の任用に関する取扱方針の中で学部長の資格要件が明記されている（資料 49）。学部長候補者の決定については、学部長候補者選考委員会が学部長候補者 1 名を学長に推薦し、学長が経営会議で諮った上で学部長候補者を決定し、学園理事長に報告することが規程で明示されている（資料 5）。

評価基準 2 教育課程における教育・学修活動

2-1. 教育内容と目標・評価方法

評価の観点を充足しており、適切な水準にあると認められる。

シラバスには 5 つのディプロマ・ポリシーと科目の関連性が明記され、各科目はディプロマ・ポリシーとカリキュラム・ポリシーに基づいて教育内容が構成されている（資料 20）。シラバス作成において科目責任者と教務委員会が相互に確認できる体制があり（資料 26、54）、かつ教務委員会を中心にシラバスを確認し改善する仕組みがある。

各科目の評価方法はシラバスに明記され、教員からのフィードバック方法も示されている。OSCE による評価を取り入れている科目（資料 27）、2009 年より導入した CBT は各学年の実習に必要な知識確認の位置づけで単位外の学修として実施している（資料 144）。実習科目では多くの科目でルーブリック評価（資料 56）を導入し、ヒューマンケアリングに基づく看護実践能力の修得について面接による評価を実施している。

評価は各科目の成績評価に加え、各セメスターの GPA、1 年次からの累積 GPA を算出し、学生が到達度を確認できる環境を整えている（資料 55）。成績評価に対する疑義申し立てシステムがなかったことを自己点検し、2024 年度より導入を開始予定である（資料 60）。

2-2. 教員組織と教員の能力の確保

評価の観点を充足しており、適切な水準にあると認められる。

教員組織の編制及び運用に関する規程に沿って専門領域毎に教授または准教授を配置し、教員の役割、授業企画や運営に関わる連絡会議と協議方法について明記されている（資料 6）。看護専門科目は 9 領域設置されており、各領域に教授または准教授が配置されている。専任教員数は 48 名、うち看護実務経験を有する者は 43 名であり、教員数は十分に確保されている（基礎データ）。教員選考規程（資料 3）、昇任・昇格に関する申し合わせ（資料 4）も整備されている。助教については、専門領域を設定しておらず、様々な講義・演習への参画が進められている。専門領域に所属しないことについては、「キャリアパス設計の困難さ」「教育体制への影響」の課題があることを明確にしたうえで、多様な経験を積み、特に関心が高い領域には研究会への参加や教授からの指導機会の確保、学長直轄の「助手・助教の会」による支援体制が整備されていることを実地調査で確認した。今後も、助手・助教が専門性を高める支援を継続することが望まれる。

教員の能力確保については、定期的に FD が開催され、特にカリキュラム・ポリシーの重要な要素である「ヒューマンケアリング」については定期的な学修機会を作っている。教員評価は FD マップの整備（資料 8）、業績評価（資料 9）により、適切に自己評価・他者評価ができるようシステム化されている。合わせて教育の質保証委員会により、IR、教学マネジメントと関連づけた人材育成の目標管理、教職員の資質向上に関する方針を検討するシス

テムがある（資料 45）。

研究支援体制では、研究推進委員会が中心となり、主に科研費の獲得を目的とした研修を継続して行い、科研費獲得教員の研究時間確保を組織的に行う体制も整っている（資料 71）。この制度は科研費に限らず他の競争的資金獲得者にも適用されることを実地調査で確認した。

2-3. 教育方法：学生が主体的に学ぶための種々の工夫

評価の観点をおおむね充足しているが、一部に検討が望まれる事項がある。

到達目標をシラバスに明記し、講義、実技演習、シミュレーション演習、課題解決型授業（PBL）等、多様な教育手法を取り入れている。学生が自由に自主学修に取り組むことができるよう、演習室を平日 8 時～20 時で開放し、予約なしで利用できる。また、看護シミュレーションセンターは予約制であるが、アドバイザーとして臨床看護師を配置し、技術指導を受けられる体制が整備されている。加えて、チューター教員や実習担当教員も自主学修を支援している。看護シミュレーションセンターには、複数のシミュレーターや多機能モデル等の機器とともに、状況設定を行った物品配置を行うなどの工夫がされている。実習室の運用に関する申し合わせも整備され（資料 93、94）、学生には Campus Life Handbook 等で周知されている（資料 20、97）。

これらの自主的な学修につなげる手立てとして、常勤教員が 10～15 名程度の学生グループを担当するチューター制により、学生の成長支援を組織的に実践している（追加資料）。学生はチューター教員と共に看護実践能力修得のためのポートフォリオを活用して、実習ごとに目標設定と評価を行っている（資料 80）。学生が課題を意識して主体的に取り組み、チューター教員は実習前後にポートフォリオを活用しながら学生と面談を行い、学修課題や目標到達を確認している。

学内の自主学修スペースは十分に確保されている。図書室内のディスカッションルーム、サクラcommonsなどグループ学修に活用できる部屋の確保、図書室は授業課題と関連した図書コーナーの設置、実習期間内の貸出冊数を増やし、貸出期間を延長する対応などにより、学生の図書活用が促進されている。

e-learning 教材は、教員作成の動画 80 コンテンツをはじめ、多様なコンテンツが整備されている（資料 79）。IT 機器は学内に計 117 整備し、学内全域で Wi-Fi 接続も可能である。教育への ICT 活用を促進するために、看護教育開発委員会主導による「ICT 通信」の発行、FD を開催している（資料 89）。

さらに、課外の学修機会として、ヒューマンケアリングセンターの機能の 1 つである「学生ボランティア部門」により地域のイベント等の活動支援や保健・福祉・介護に関連するアルバイトの募集を行っている。これらの情報は専用の学内サイトにより管理され、学生が申し込みやすい環境が整備されている（資料 74）。参加する学生の意欲を促進する関わりにより、参加者が増加傾向にあることが正規の科目への動機づけとなっている。

以上のように、学修環境が整備されていること、学生自身が成長を実感し、主体的に学ぶ仕組みの実現のために、チューター制度が学生に浸透し効果的に機能している点は、高く評価できる。

また、学修環境（資料 52）や学修行動調査（資料 53）、学生の声から総合的に支援全体の

評価を行っており、学修時間の確保、カリキュラムの過密さ、ジェンダーの視点から学修環境を点検することなど、課題を把握する仕組みが機能している。

ハラスメント防止については人権倫理委員会や学生支援委員会が対策をおこなっているものの相談件数などの実態が学部内で共有されていない。防止のためのモニタリング機能をより充実するよう取り組むことが望ましい。他にも学生および教職員が学外相談窓口へ直接アクセスできないなどの課題があるため、相談者が利用しやすい窓口についても検討することが望まれる。

2-4. 臨地実習

評価の観点を充足しており、適切な水準にあると認められる。

実習科目とディプロマ・ポリシーの関連は、カリキュラムマップ（資料 25-1）およびシラバス（資料 27）に明記されている。実習科目には、その前提となる講義科目・演習科目を設置しており、カリキュラムツリーに示されている（資料 25-2）。また、学修の順序性、実習科目におけるレベルが整理され、履修要件を満たさなければ実習科目を履修できない（資料 16）。

主な実習施設は広島赤十字・原爆病院をはじめ、中国四国地区の赤十字病院のほか、大学のある廿日市市の地域基幹病院や専門病院、福祉施設など、実習科目に合わせた多様な実習施設を確保し、実習科目毎に実習要項を作成している（資料 29）。実習科目毎に指導体制を整備し、県外の実習においても学生の安全な移動および教員の指導が十分に行えるよう体制を整えている（資料 113）。実習担当教員と実習指導者の役割については、実習科目別に明確にしている（資料 11、116）。実習における教員配置は看護系教授連絡会議で年度毎に見直しを行っている。

ヒューマンケアリングセンターには「臨床看護職連携部門」があり、大学および実習施設双方で実習指導の質向上を目的とした研修会を実施している（資料 74）。2022 年度から臨床教授等の称号付与を導入してきた（資料 10）が、各実習施設の推薦基準や制度についての認識の差を埋めるために、推薦基準や制度の運用の明確化、標準化に向けての方策を示している（回答書）。

予防接種等の感染対策は、合格通知と同時に予防接種状況報告書（追加資料 15）を発送し、未接種者の把握と予防接種の個別指導を行っている。事故発生の予防と対応については、実習要項の「医療安全対策ガイドライン」に示すなど（資料 29）、必要な体制は整えられている。

実習におけるハラスメントについては、学生がハラスメントを受ける状況を理解しやすいよう、対策もふくめて実習要項等に記載されている（資料 20、29）。

2-5. 教育課程展開に必要な経費

評価の観点を充足しており、適切な水準にあると認められる。

運営に必要な予算は、各委員会や各科目・領域等で必要経費を算出し、教務学生課が取りまとめて財務課に提出、必要性和金額の適切性を判断の上、経営会議で審議し、予算案を策定、学園本部へ提出する（資料 126）。高額な教材・機器の購入、備品のメンテナンス、実習経費なども、運営会議で審議し、計画的に予算編成を行うシステムがある。

教員には職位に応じた研究費が配分されている（資料 131）。その他にも研究の促進、若手研究者育成を目的とした研究助成のシステムもある（資料 132）。教育能力開発を目的とした FD・SD に関する企画に必要な予算を確保している（資料 133）。

評価基準 3 教育課程の評価と改革

3-1. 科目評価・教育課程評価と改善

評価の観点を充足しており、適切な水準にあると認められる。

教育目標やディプロマ・ポリシーに準じた教育課程の計画・実施・評価については、教育の質保証委員会が、アセスメントプランに基づき、学部レベル、科目レベルにそった情報を分析している（資料 37、146）。科目レベルでは、科目責任者がシラバス作成時に教育目標やディプロマ・ポリシーとの関連の確認をしている（資料 26）。

学部レベルでは、自己点検・評価委員会にて毎年、自己点検アンケートを用いて、教員が教育理念、教育目的・目標、教育課程に沿って系統的に授業を組み立てているかを確認している。教員の回答率は、2017～2022 年にかけて 74%から 91.8%、職員の回答率は 87%～100%と高く、組織的な自己点検が行われている（資料 134）。また、教務委員会が中心となり、カリキュラムマップやカリキュラムツリーの作成・確認・修正、成績判定・単位認定について審議・検討し、その結果を教授会で審議し、確定する体制となっている（資料 12、136）。2022 年度からの改正カリキュラムにおけるディプロマ・ポリシーの策定では、日本看護系大学協議会が提示している「看護学士課程教育におけるコアコンピテンシーと卒業時到達目標」を基盤に検討している。

また、2022 年度からは、学生の自主的な学修への一助として、ディプロマ・サプリメントを導入している。これにより学生は講義・演習の成績評価に加え、ディプロマ・ポリシーからみた GPA、看護基本技術到達レベル、看護学士課程におけるコアコンピテンシー（看護実践能力）、学士力を継続的に自己評価することが可能となった（資料 81）。一般的にディプロマ・サプリメントは、卒業時に発行されるものであるが、大学では学年末に学生に提示し、大学での全般的な学びの経過を確認し、課題を検討するツールとしての活用を試みている（資料 81）。これらは、学びを可視化する挑戦的な取り組みであり、学生の主観評価と客観評価の指標のバランスや構成指標間の関連性に課題はあるものの、評価内容や方法の妥当性、活用に関する効果の検証などを行うことで、さらに効果的なツールに発展することが期待できる。

他にも、全科目において最終講義後に学生を対象とした授業アンケートに加え、対面やオンラインなどの授業方法の満足度を評価する「学修環境調査」も年に一度、実施している。これらは教務委員会が担い、その結果と各科目責任者のコメントを学生に公開する仕組みとなっている（資料 52、57、137）。加えて、教育の質保証委員会が教育課程の協議・審議を行い、教育活動を総括している。学生アンケートの一つである学修行動調査（資料 53）は記名式で実施され、チューター教員は個々の学生の学修状況を具体的に把握し面談などに活用している。

教員に関係する評価データについては、データの共有と協議により教員自らが教育活動の改善に取り組む PDCA サイクルを回す仕組みとなっている（資料 139）。今後、現行の教育課程と科目について、教務委員会が保有する学業成績を軸としたディプロマ・サプリメントに

よる評価や、ディプロマ・ポリシーとカリキュラム・ポリシーの評価（資料 135）、および OSCE、CBT などを取りまとめ、教授会および教育の質保証委員会で共有・協議する仕組みの運用を、2024 年度の事業計画として挙げている。これらのことから、教育課程の整合性の確認、評価、調整などを適切に行う努力がなされており、今後の進展が期待できる。

3-2. 卒業状況からの評価と改善

評価の観点をおおむね充足しているが、一部に検討が望まれる事項がある。

教育の質保証委員会でアセスメントプランに沿った FACTBOOK を作成し、IR 推進委員会で毎年度の卒業率、留年者数、休学者数、退学者数についてのデータ収集や分析を行い（資料 37）、教育の質保証委員会にて報告し、その推移を分析している（資料 146）。過去 6 年間の卒業率は平均約 92%、過去 6 年の退学率約 1%、進級率約 94%、卒業年次における留年率約 4%、看護職の免許取得状況は、看護師、保健師、助産師ともに全国平均以上を維持している。また就職率は 100%であり、そのうち赤十字施設に約 5 割就職しており、卒業生の就職先・職種あるいは進学先は、教育理念とも一致している（資料 152）。

休学や退学を希望する学生に対しては、チューター教員、チューター長による面接を、さらに最終面接を学部長・学生支援委員長が行い、教授会で決定している。また事務局においても、総務課および教務学生課に担当者を配置し、大学全体で取り組んでいる。

学修継続の支援が必要な学生については、ディプロマ・サプリメント（資料 53、81）を活用しながら、チューター教員が主に支援を行い、適宜チューター長・学部長・教務委員会・学生支援委員会に連絡や相談を行い、協働して学生を支援している。チューター制については、学生支援委員会にて役割等を見直し、チューター支援をしている（追加資料 22～24）。

学生が 4 年生の卒業時には、ディプロマ・ポリシーの到達度に関する自己評価アンケートを実施し、その能力の獲得状況について評価し（資料 149）、さらに 2022 年度からは、ディプロマ・サプリメントを導入し、学位記および成績証明書を補完している（資料 81）。また、看護職の免許未取得者については、在学中の国家試験模擬試験の結果や学修状況等を踏まえて原因を学生支援委員会において分析した上で、継続して支援している（資料 151）。

一方、休学・退学の理由等についての分析と対策の検討、さらに支援の結果の評価については、PDCA サイクルをまわせていない現状を課題として認識していることが実地調査において確認された。これまでの対応とその成果を分析・評価し、継続的に学修支援にいかすことが望まれる。

3-3. 雇用者・卒業生からの評価と改善

評価の観点を充足しており、適切な水準にあると認められる。

全ての卒業生を対象に、卒業ガイダンスにおいて「自己点検・評価アンケート」を実施し（資料 149）、結果は自己点検・評価委員会にて示され、教育の質保証委員会にて改善すべき事項・内容を協議し、事業計画に掲げ必要な取組みを実施している。また、卒業生アンケート調査を実施し（卒業後 3 年、5 年、10 年）、動向を調査後、教務委員会にて内容の確認と対応の検討を行っている（資料 153）。しかし、回答率が 37.3%と低く、改善策について検討する予定としている。

2022 年度の卒業生からは、卒後 1 年目アンケートを雇用先の管理者に実施し、結果を教

育の質保証委員会で共有し、内容やレベルに応じて各委員会にて検討後、教授会で審議し、学長の責任の下で取組を実施する仕組みとしている（資料 139）。さらに 2023 年度卒業生からは、卒業後 1 年目の本人と職場の上司に対するアンケート調査を開始しており（資料 154）、今後の進展が期待できる。

卒業生の雇用先からの評価では、医療施設の看護部長を委員とした外部有識者会議を設置し、卒業生の評価と教育プログラムについての意見を聴取している（資料 155、156）。また、日本赤十字広島看護大学中国・四国ブロック各県支部・病院連絡協議会を設置し、大学の教育プログラムに対する評価・意見を聴取し（資料 157）、その意見を教育の質保証委員会で共有している。卒業生の雇用先からの評価を組織的に把握し、教育プログラムの改善にいかす体制が整備されており、今後の取組みが期待される。

評価基準 4 入学者選抜

4-1. 看護学学士課程のアドミッション・ポリシー

評価の観点を充足しており、適切な水準にあると認められる。

アドミッション・ポリシーは、ディプロマ・ポリシーとの関連を考慮した内容であり、また文部科学省の「学力の三要素」との対応も検討されている（資料 19）。アドミッション・ポリシーの説明文にも『赤十字の理想とする人道の理念に基づき、生命の尊厳と人類の叡智を基調とした「ヒューマンケアリング」の視点に立って』と表現されており、ヒューマンケアリングの理念がアドミッション・ポリシー、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーに貫かれている。

4-2. 看護学学士課程の入学試験とその改善

評価の観点を充足しており、適切な水準にあると認められる。

入学者選抜試験については、アドミッション・ポリシーおよび文部科学省の定める「学力の三要素」に沿って、選抜区分ごとに評価方法を明示している（資料 19）。

入学した学生の能力・態度については、IR 推進委員会において選抜区分や合格区分ごとにデータ分析を行い、教育の質保証委員会で検証を行うシステムが整っている（資料 160）。入学者選抜の公正確保については、ガイドライン（資料 164）に基づき、選抜区分ごとの目標入学許可数に応じた正規合格者を決定している（資料 165）。各試験科目についても評価基準に基づき、複数の教員で採点することで公平・公正を担保している。

IV. 提言

「長所・特色」

1. 災害救援や国際開発の現場で求められる基礎的能力を身につけ、将来、国際的な活動に従事する人材育成を目指し、海外の大学や赤十字の現場から学ぶ科目から成る国際救援・開発協力看護履修プログラムを設けている。当プログラムは、10 年以上の実績があり、学生からも高く評価され、大学の理念とも合致する優れた取組みと評価できる。

2. 学生が自主的に学べるように、ポートフォリオの活用、チューター教員による継続的で支持的な学修支援、ヒューマンケアリングセンターの充実など、人的・物理的な環境が整備されている。これらが主体的な学修プロセスを支援する教育を実現する仕組みとして機能しており、高く評価できる。

「検討課題」

1. 教育目標とディプロマ・ポリシーとの関連性が明確に説明されていない点は検討が必要である。

「改善勧告」

なし

以上